

保証のしるべ

2017年(平成29年)

vol. **1**
No.653



北海道信用保証協会

<http://www.cgc-hokkaido.or.jp>

北海道標…………斜里

どこまでも真っ直ぐ伸びる道

あたかも天に向かってどこまでも続くかのように真っすぐに伸びる道。

国道334号線・244号線をつなぐ全長約18kmの道は「天に続く道」として知られています。

目次

◆随想／日本のてっぺん

稚内信用金庫 常勤理事審査部長 辻井 光雄……………2～3

◆平成28年度 事業概況……………4～5

◆平成29年度 年度経営計画……………6

◆創業者向けセレクトセミナーの開催について……………7

◆経営サポート会議のご案内……………8

◆北海道信用保証協会における経営支援および
創業支援に関する取組の強化について……………9

◆定例相談をご利用ください……………10

◆「夜間経営相談窓口」のご案内……………10

◆中小企業経営・金融相談窓口の設置について……………11

◆経営安定関連(セーフティネット)保証5号の指定業種について……………11

◆パンフレットをご活用ください……………12

◆Facebookページの名称変更について……………12

◆お知らせ 軽装を実施します……………12

◆個人情報保護宣言……………13～14

◆コンプライアンスの実践の取り組み……………15

◆信用保証制度を悪用する行為を排除します……………16

◆人事異動……………17～18

◆信用保証利用企業動向調査・統計資料……………19～

日本のでっぺん

稚内信用金庫 常勤理事審査部長 辻井 光雄



1. はじめに

日本のでっぺん稚内市は日本最北端に位置し、東がオホーツク海、西は日本海に面し、利尻礼文サロベツ国立公園を有する自然豊かなところで、目前には秀峰利尻富士、さらには宗谷岬から43km先にはサハリン(旧:樺太)の島影を望む国境の街です。

当金庫は、その中心市街地に本店を構え、稚内市内4店舗、札幌市、旭川市、雄武町など23の支店を有しています。1945年(昭和20年)10月に稚内信用組合として設立し、1951年(昭和26年)11月信用金庫に転換、2015年(平成27年)10月には、お陰様で創立70周年を迎える事ができました。

私は1974年(昭和49年)に入庫し、本店を皮切りに稚内市内、遠別町、枝幸町、札幌市と転勤し、平成18年10月から審査部勤務となりました。当金庫は特別な事情がない限り単身赴任は認めないことになっています。ですから転勤となれば必ず家族同伴(大学生、高校生は除く)で異動し、子供の学校行事や地元行事に出来る限り参画することとしています。私自身転勤は10回、住宅の引越は13回したように思います。転勤先ではお客様に大変お世話になり、楽しい思い出ばかりが記憶に残っています。



秀峰利尻富士を望む



宗谷岬風力発電事業

2. 風力発電

稚内市は風の強い街で年間平均風速は7m/秒、風速10m/秒以上の日も90日を超す風の街です。その強い風を利用して1998年(平成10年)に当地ではじめての風力発電施設が建設され、2001年(平成13年)までの3年間で17基の風車が建設されました。

その後、2005年(平成17年)には宗谷岬風力発電事業として風車57基(1,000kw×57基)が建設され、現在では合計74基の風車が稼働中です。その合計設備容量は約76,000kwとなっており、稚内市内の電力需要の85%に相当すると言われています。

宗谷岬風力発電事業は国内最大手の株式会社ユーラスエナジーホールディングスによって、日本最北端の地、宗谷岬周辺の宗谷丘陵に建設され、三方海に囲まれた標高100~120mのなだらかな形状のところで57基の風車が点在しています。この宗谷丘陵は日本最大規模(約1,500ha)の宗谷岬牧場を擁し、風力発電に一番必要な強く安定した風が吹く最適なところで、国内最大級の風力発電施設となっています。因みに風車の支柱は高さ68m、風車ローターの直径は約61mの大きさです。日本最北端の地、宗谷岬に訪れていただき雄大な景色を堪能してください。有料ですが宗谷岬到着証明書も手に入れることができます。

ESSAY 随想

3. 天然温泉

稚内市には2つの天然温泉施設がありますが、その内の一つ「稚内天然温泉港のゆ」を紹介したいと思います。「稚内天然温泉港のゆ」は2007年(平成19年)春にオープンした稚内副港市場内にある日帰り入浴施設です。この稚内副港市場は「港・水産・観光」をキーワードに「買って」「浸って」「食べて」「懐かしんで」をコンセプトに、地域産業・都市型産業の拠点となっているところです。稚内の歴史を展示したギャラリー棟や水産加工品店、稚内牛乳販売店、むかし懐かしい駄菓子屋などで買い物ができ、入浴と食事ができる温泉施設となっています。屋外にはロシア料理店や鉄板焼き、やきとり、スープカレー、稚内ラーメン店など食事やお酒が飲める屋台村があるので存分に楽しむことができます。

さて温泉施設ですが、稚内副港市場内の2階、3階が温泉施設となっており、シャンプー、石鹸は備え付で、タオル・作務衣等は貸し出しを行っているので手ぶらで入浴ができます。内湯は中温、高温、ジャグジーと3つの浴槽に分かれ、それに高温サウナがあって水風呂もついています。外湯は露天風呂があって、港から出入りする底曳き船も見ることができます。泉質はなめらかで柔らかく、神経痛や五十肩、慢性皮膚病などに良く効くと言われています。ゆっくり温泉に浸って美味しいものをたくさん食べ、日頃の疲れを癒しては如何でしょうか…。きっと心も体もリフレッシュできると思います。



稚内天然温泉港のゆ

4. 近隣温泉の中から

稚内市からほど近いところに「豊富温泉」があります。この温泉は世界でも珍しいと云われる油分を含

んだ温泉です。この豊富温泉は大正14年ごろ石油の試掘を行ったところ、約1,000m地点で、天然ガスと共に高温の温泉が噴出したことで開湯したそうです。昭和初期に8つの旅館が開業し温泉街が出来上がり、開湯当初から慢性皮膚疾患や筋肉や関節の疾患などに効果があると言われており、特にアトピー性皮膚炎や乾癬(かんせん)など皮膚疾患には効果絶大です。温泉の表面には油分が浮いていて、少し石油臭がしますが気になる程ではありませんし、却ってこの油分がお肌に馴染み、保湿効果が高く美肌の湯として高評を得ています。

現在では全国各地から皮膚疾患に悩んでいる方たちが数多く豊富温泉に訪れています。温泉の近くにはゴルフ場(サロベツカントリークラブ)、スキー場もあって、夏冬楽しめるところです。温泉ファンを自認する方、是非一度足を運んでみてください。宿泊施設も充実していますので、是非連泊していただき「豊富温泉」の感想などお聞かせください。



豊富温泉

5. 結びに

風力発電や温泉のことを紹介しましたが、当地には他にも見所が数多くあり、魚介類や宗谷黒牛など食材も豊富で美味しいものがたくさんあります。また、今回は紹介できませんでしたが、利尻・礼文島への観光や利尻島一周55kmマラソン大会、当地から少し東に離れた浜頓別町の北オホーツク100kmマラソン大会などイベントも行われています。マラソンが趣味の方、また興味のある方は観光も兼ねて是非参加してみてください。これから夏に向かって大変良い季節になってきます。日本のてっぺん最北端の地、稚内市へ是非お越しください。

平成28年度 事業概況

❖ 一般概況

平成28年度の北海道経済は、好調な観光、設備投資の増加、雇用・所得環境の改善などを背景とした個人消費の回復により、総じて緩やかに回復してきております。

一方、道内中小企業を取り巻く環境は、緩やかな回復基調にあるものの、人口減少や少子高齢化に起因する中長期的な需要の減少、事業承継の困難化など先行きの需要増加を見込めない中での経営環境には、依然として不透明感が拭いきれない状況にあります。

1. 保証承諾

平成28年度の保証承諾は29,720件（前年比94.2%）、3,524億円（同89.4%）となり、件数で1,820件、金額で417億円それぞれ減少しました。

要因としては、景気が緩やかな回復を続けているものの、道内の隅々まで景気回復を実感できるまでの環境下でないこと、道内中小企業・小規模事業者の借入に対する姿勢が未だ慎重であることなどから、保証承諾は前年度並みの推移となりました。

保証承諾

年度	件数	金額(億円)	前年比(%)
24年度	34,987	4,013	103.8
25年度	33,451	3,988	99.4
26年度	32,203	3,984	99.9
27年度	31,540	3,941	98.9
28年度	29,720	3,524	89.4

2. 保証債務残高

平成29年3月末の保証債務残高は90,539件（前年比96.4%）、7,571億円（同94.6%）となり、件数で3,364件、金額では433億円それぞれ減少しました。

保証債務残高

年度	件数	金額(億円)	前年比(%)
24年度	102,379	8,989	93.8
25年度	98,996	8,576	95.4
26年度	96,669	8,322	97.0
27年度	93,903	8,004	96.2
28年度	90,539	7,571	94.6

3. 代位弁済

平成28年度の代位弁済は1,338件（前年比93.2%）95億円（同89.7%）となり、件数で98件、金額で11億円それぞれ減少しました。

道内の景気の緩やかな回復や、借換保証の推進、貸付条件の緩和や延滞調整の強化、経営支援・再生支援等から代位弁済は件数、金額とも減少しました。

代位弁済

年度	件数	金額(億円)	前年比(%)
24年度	2,865	229	81.5
25年度	2,283	182	79.7
26年度	1,745	138	75.8
27年度	1,436	106	76.6
28年度	1,338	95	89.7

4. 収支の状況

平成28年度の収支差額は24億72百万円となり、そのうち17億円を基金準備金に繰入し、期末の基本財産は552億円となりました。

また、収支差額のうち7億72百万円を収支差額変動準備金に繰入れた結果、期末の収支差額変動準備金は169億37百万円となりました。

		28年度(百万円)	前年度比(%)
経常収支	経常収入	9,856	93.8
	経常支出	7,091	94.6
	経常収支差額	2,765	91.8
経常外収支	経常外収入	14,927	86.8
	経常外支出	15,220	86.9
	経常外収支差額	△ 293	91.5
制度改革促進基金取崩額		0	—
当期収支差額		2,472	90.3
基本財産(年度末)		55,200	103.2
収支差額変動準備金		16,937	104.8

〈当協会〉

	件数	金額(百万円)	前年度比(%)	
			件数	金額
保証承諾	29,720	352,377	94.2	89.4
保証債務残高	90,539	757,089	96.4	94.6
所定期限経過債務残高	68	653	70.8	68.0
代位弁済	1,338	9,504	93.2	89.7
求償権回収	—	3,222	—	93.9

〈全国〉

	件数	金額(百万円)	前年度比(%)	
			件数	金額
保証承諾	663,187	8,534,778	95.5	95.2
保証債務残高	2,623,497	23,873,792	93.8	92.7
代位弁済	40,439	397,896	91.2	89.4
求償権回収	—	132,402	—	97.0

平成29年度 年度経営計画

平成29年3月23日に開催されました第207回理事会において平成29年度の年度経営計画が決定されました。

年度経営計画の概要は次のとおりです。

わが国の景気は、一部に改善の遅れもみられるものの、緩やかな回復を続けております。

北海道地域の景気は、緩やかに回復しております。

最終需要面の動きをみると、公共投資は緩やかに増加しているものの、輸出は減少しています。

中小企業を取り巻く環境については、景気全体としては緩やかに回復を続けているものの、人口減少や少子高齢化に起因する中長期的な需要の減少、人手・人材不足、事業承継の困難化など先行きの需要増加を見込めない中での経営環境には、依然として不透明感が拭いきれません。

このような状況を踏まえ、当協会は、平成29年度 年度経営計画を次のとおり策定しました。

【業務運営方針】

- ① 公的な保証機関として国および地方公共団体の施策に呼応し、経営安定関連(セーフティネット)保証、借換保証、創業関連保証等の各種政策保証の推進を図ることにより中小企業・小規模事業者の多様なニーズに柔軟かつ的確に応え、金融の円滑化を図る。
- ② 「北海道中小企業支援ネットワーク」の事務局として、参加機関の連携促進に努め、地域全体の経営改善・再生スキルの向上を図る。
- ③ 関係機関との連携によるモニタリングや「経営サポート会議」および専門家を活用した中小企業・小規模事業者への改善計画策定支援等を積極的に推進することにより経営支援・再生支援の機能強化に努める。
- ④ 求償権の早期、適切かつ効果的な回収方針策定と着手および保証協会サービサーの活用と連携により効率的な管理・回収に努める。
- ⑤ コンプライアンス、個人情報の保護および反社会的勢力等への対応について、管理態勢の更なる徹底・強化を図る。
- ⑥ 経営の合理化、効率化を推し進め、経営基盤の強化を図る。

【事業計画】

保証承諾	3,240億円
保証債務残高	7,050億円
代位弁済	96億円
求償権回収	27億円

平成29年度の業務運営方針は、当協会のホームページにも掲載しております。

創業者向けセレクトセミナーの開催について

北海道信用保証協会では、これから創業を考えている方、創業後5年未満の方を対象とした、創業者向けセレクトセミナーを開催します。

創業に必要な知識が習得できる4つのセミナーの中から、自らに必要なセミナーだけを選択(セレクト)して受講いただくことが可能です。

また、全日セミナー終了後、当協会職員による無料相談会を実施し、創業に関する不安や課題の解消、創業計画書の作成、金融調達等のお手伝いをいたします。

各セミナーとも“無料”で先着30名限定となりますので、参加を希望される方がいらっしゃいましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【セミナー詳細】

<日時・テーマ・講師名>

1. 平成29年7月25日(火) 18:30~20:30
「これだけは押さえておきたい顧客心理学」
関 智英(中小企業診断士)
2. 平成29年7月27日(木) 18:30~20:30
「今さら聞けない? SNS/WEBサービスの基本」
中村 領(中小企業診断士)
3. 平成29年8月7日(月) 18:30~20:30
「シゴトとおカネのセミナー~創業に必要な基本のキ~」
国仙 悟志(中小企業診断士)
4. 平成29年8月9日(水) 18:30~20:30
「クライアントの心を掴む『色のコツとルール』」
外崎 由香(カラーコーディネーター)

是非、セミナーにご参加ください!



<会場>

ACU-A 小研修室1212 (住所:札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 12階)



<お問い合わせ先>

業務部 企業支援課(担当:平川・安部)

TEL:011-241-5605 FAX:011-221-1089

MAIL:shienka@cgc-hokkaido.or.jp

経営サポート会議のご案内

北海道中小企業支援ネットワークでは、個別中小企業者を支援する枠組みとして「経営サポート会議」を設置しております。

経営サポート会議は、経営改善に取り組む中小企業者と取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、中小企業者の経営改善を促進することを目的としております。

経営サポート会議については、平成25年2月の設置以降、平成29年3月末時点の累計で410会議を開催し、285企業にご利用いただいております。

経営サポート会議の利用をご希望の方は、担当窓口までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

業務部 企業支援課(担当:中野・山田)

TEL:011-241-5605 FAX:011-221-1089

経営サポート会議の流れ

- 1 中小企業者と申込金融機関・関係機関が連携して、事務局(当協会)に経営サポート会議の開催申込を行います。
- 2 事務局(当協会)は、取引金融機関に経営サポート会議への参加要請を行い、会議開催の日程調整を行います。
- 3 経営サポート会議では、中小企業者が策定した事業計画書を基に、中小企業者自ら取引金融機関等の参加機関に対し説明し、支援要請を行います。

※経営サポート会議は金融機関等の参加機関間の情報交換のみ行います。それに基づいての合意形成は行いません。

※各参加機関は、会議の内容を一旦持ち帰り、各参加機関が自らの対応方針を決定します。

北海道中小企業支援ネットワーク

経営サポート会議のご案内

経営改善計画も策定したのです。取引金融機関に対し、申請の受付を依頼したい。

会議方法の概要を一度見ていただき、取引金融機関が参加できるように、意向を伝えることができます。

経営サポート会議とは
このように支援を持つ中小企業者の方々に、取引金融機関などの関係機関が一堂に会し、必要事項を説明し、会議の開催について相談を行う仕組みです。

経営サポート会議の活用のメリット

- 1. 経営改善計画の策定が完了した中小企業者が、取引金融機関等に対して、経営改善の意向を伝えることができます。
- 2. 取引金融機関等が、中小企業者の経営改善の意向を把握し、必要に応じて支援を行うことができます。
- 3. 中小企業者が、取引金融機関等からの支援を受けることができます。

お問い合わせ先
経営サポート会議の開催を依頼し、会議の開催についてお問い合わせください。

北海道信用保証協会

経営サポート会議の流れ

経営サポート会議は、経営改善に取り組む中小企業者(申込中小企業者)と取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、中小企業者の経営改善を促進することを目的としています。

1. 申込中小企業者と申込金融機関が連携して、事務局に経営サポート会議の開催申込を行います。

2. 事務局は、取引金融機関に経営サポート会議への参加要請を行い、会議開催の日程調整を行います。

3. 経営サポート会議では、中小企業者が策定した事業計画書を基に、中小企業者自らが取引金融機関等の参加機関に対して説明し、支援要請を行います。

留意事項
経営サポート会議は、企業間の情報交換の場であり、合意形成の場ではありません。また、会議の開催は、事務局の調整によるものではありません。各参加機関は、会議の内容を一旦持ち帰り、各参加機関が自らの対応方針を決定します。

【お問い合わせ先】
経営サポート会議 事務局(北海道信用保証協会 業務部 企業支援課)
〒060-0812 北海道札幌市中央区南一条西14丁目 TEL: 011-241-5605 FAX: 011-221-1089

北海道信用保証協会における経営支援および創業支援に関する取組の強化について

北海道信用保証協会では、当協会をご利用いただいている中小企業者等に対する経営支援の取組を強化いたします。

具体的には、専門的な知識と経験を有する専門家を中小企業者等に派遣し、中小企業者等の経営状況の改善を図ることを目的とするもので、昨年に引き続き「経営改善支援事業」という名称で展開します。

また、今年度からは、当協会をご利用いただいている創業者や経営の安定に支障が生じている先に加え、生産性の向上を目指す先や経営者の高齢化に伴い事業承継を課題とする中小企業者等に対する経営支援を実施いたします。

さらに、創業セミナーの開催や創業に関する情報誌を作成し、これから創業しようとしている方に対する支援も併せて実施します。

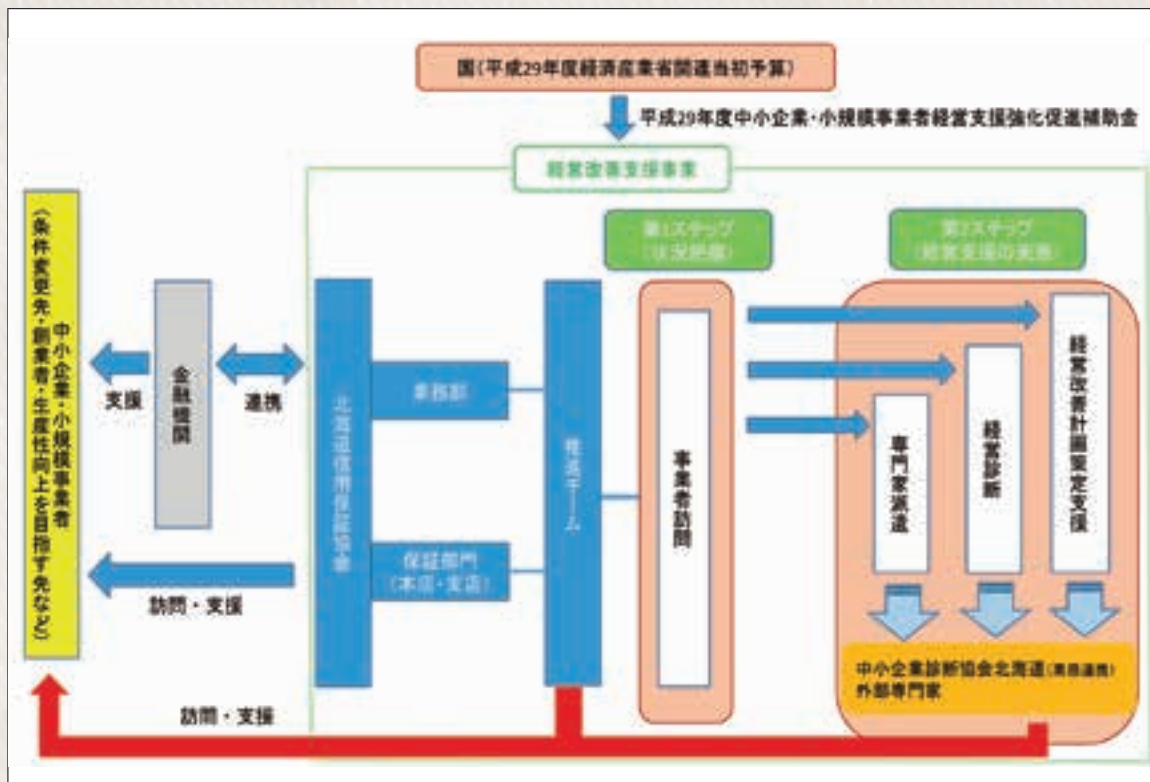
当事業の実施に伴い、今般、一般社団法人中小企業診断協会北海道と「業務連携・協力に関する協定書」を締結し、所属する中小企業診断士と共にお客さまの経営改善に向けた支援を行っていきます。

<お問い合わせ先>

業務部 企業支援課(担当:平川・菅野)

TEL:011-241-5605 FAX:011-221-1089

北海道信用保証協会 経営改善支援事業スキーム



定例相談をご利用ください

当協会では中小企業経営者の皆様の経営・金融相談をお受けするため、関係機関のご協力を得て、中小企業相談窓口を下記のとおり設置しております。

当協会の中小企業診断士を相談員として派遣しておりますので、お気軽にご相談ください。

[相談時間 10:00～16:00]

派 遣 先	定 例 相 談 日	相 談 日
北海道中小企業総合支援センター 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル 9階	原則・毎月第1木曜日	6月 1日(木) 7月 6日(木) 8月 3日(木)
さっぽろ産業振興財団 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル 2階 札幌中小企業支援センター	原則・毎月第2木曜日	6月 8日(木) 7月13日(木) 8月10日(木)
札幌商工会議所 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル 1階 中小企業相談所	原則・毎月第3金曜日	6月16日(金) 7月21日(金) 8月18日(金)
釧路商工会議所 釧路市大町1丁目1-1 道東経済センタービル 4階	原則・毎月第2水曜日	6月14日(水) 7月12日(水) 8月 9日(水)
苫小牧商工会議所 苫小牧市表町1丁目1-13 苫小牧経済センタービル	原則・毎月第1木曜日	6月 1日(木) 7月 6日(木) 8月 3日(木)
	原則・毎月第2木曜日	6月 8日(木) 7月13日(木) 8月10日(木)

『夜間経営相談窓口』のご案内

当協会では、中小企業の皆様の経営をサポートするため、特に昼間お忙しい方に向けた「夜間経営相談窓口」を開設しております。

事業を継続するうえでお悩みになっている経営、財務、創業、再生などに関するアドバイスとして、当協会の中小企業診断士が無料でご相談をお受けしますので、ぜひお気軽にご利用ください。

なお、中小企業者の方だけではなく、これから事業を開始したいと考えている方の創業に関するご相談にもお応えします。

■開 設 日 時 原則として毎月 第1・第3火曜日 17:10から19:40まで
(平成29年8月および平成30年1月は第2・第4火曜日)

■開 設 場 所 北海道信用保証協会 本店1階(札幌市中央区大通西14丁目1番地)

■相 談 担 当 当協会職員で、中小企業診断士の資格を有する者

■主な相談内容 ・創業に関するサポート ・財務分析を主体とする経営アドバイス
・経営戦略や事業計画策定のサポート ・事業再生に関するサポート
※内容によりお受けできないご相談もありますのでご了承ください。

〈お受けできない相談事例〉

・中小企業の経営に関係のないこと ・債務整理に関する相談
・信用保証に関する具体的な金融相談(こちらは当協会の相談窓口でお受けしております)

■相 談 料 無 料

■ご利用方法 当協会本店1階の受付窓口へ直接お越しください。

ご予約は不要ですが、受付順にご相談を承りますので、ご予約をいただいた方がスムーズな対応となります。

ご予約は 011-241-5605(企業支援課)もしくは 0120-279-540(フリーダイヤル)まで

※夜間経営相談窓口にご来店される方は、駐車場のご利用ができませんので、公共交通機関をご利用ください。

中小企業等経営・金融相談窓口の設置について

信用保証協会では下記の各種特別相談窓口を開設しております。本店保証部または最寄りの支店までお気軽にご相談ください。

- 皮革等相談窓口
- 北朝鮮制裁措置に係る特別相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 経営改善・資金繰り相談窓口
- デフレ脱却等特別相談窓口
- 賃金水準上昇対策特別相談窓口
- ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連特別相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- 平成28年台風第10号に係る災害に関する特別相談窓口
- 平成28年8月大雨等(台風7号、9号、10号及び11号を含む)の被害に伴う特別相談窓口

平成29年4月20日現在、11窓口設置中

経営安定関連(セーフティネット) 保証5号の指定業種について

平成29年度第1四半期の経営安定関連(セーフティネット)保証5号(中小企業信用保険法に基づく認定)は、細分類247業種が指定されておりますのでお知らせします。

指定期間
平成29年4月1日から平成29年6月30日まで

※ 指定業種の詳細につきましては、中小企業庁のホームページをご参照ください。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp>

パンフレットをご活用ください

信用保証のご案内

「信用保証のご案内」の平成29年度版を作成いたしました。

信用保証の仕組みや主な保証制度などを掲載しておりますので、是非ご活用願います。



Facebookページの名称変更について

北海道信用保証協会では、平成26年3月から「北海道信用保証協会 創業支援チーム」の名称で、創業支援に関する取組を中心に情報発信を行っていましたが、今年度より当協会の経営支援に関する取組についても情報発信することとし、名称を「北海道信用保証協会 創業・経営支援チーム」に変更しました。

今後は創業支援に関する情報に加え、経営支援に関する様々な情報も発信していきますので、引き続きよろしくお願いいたします。



北海道信用保証協会 創業・経営支援チーム facebookページ
<https://www.facebook.com/cgc.hokkaido.sougyoushien.team/>



お知らせ 軽装を実施します

当協会は、地球温暖化防止対策として環境省が奨励する「クールビズ」を実施し、冷房の使用を抑え、二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。

これに伴い、事務環境を整えるために、職員に対し軽装の励行を実施いたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

実施期間／平成29年5月29日(月)～9月29日(金)

個人情報保護宣言

北海道信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・ 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・ 業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・ 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- ・ 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口にて備え置きしてある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参または郵送してください。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止をいたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の4.(3)「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住 所 札幌市中央区大通西14丁目
電話番号 011-241-5554
部 署 名 総務部 総務課

コンプライアンスの実践の取り組み

当協会では、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

これを実践するため、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針に、役職員の行動の指針として「行動規範」を策定しています。

また、コンプライアンスの着実な実行と監視のため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や各会議・研修で啓発を行うなど、実践状況の把握に努めています。

このほか、各部署にコンプライアンス担当者を設置し、きめ細かい態勢を敷いています。

北海道信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

2. 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

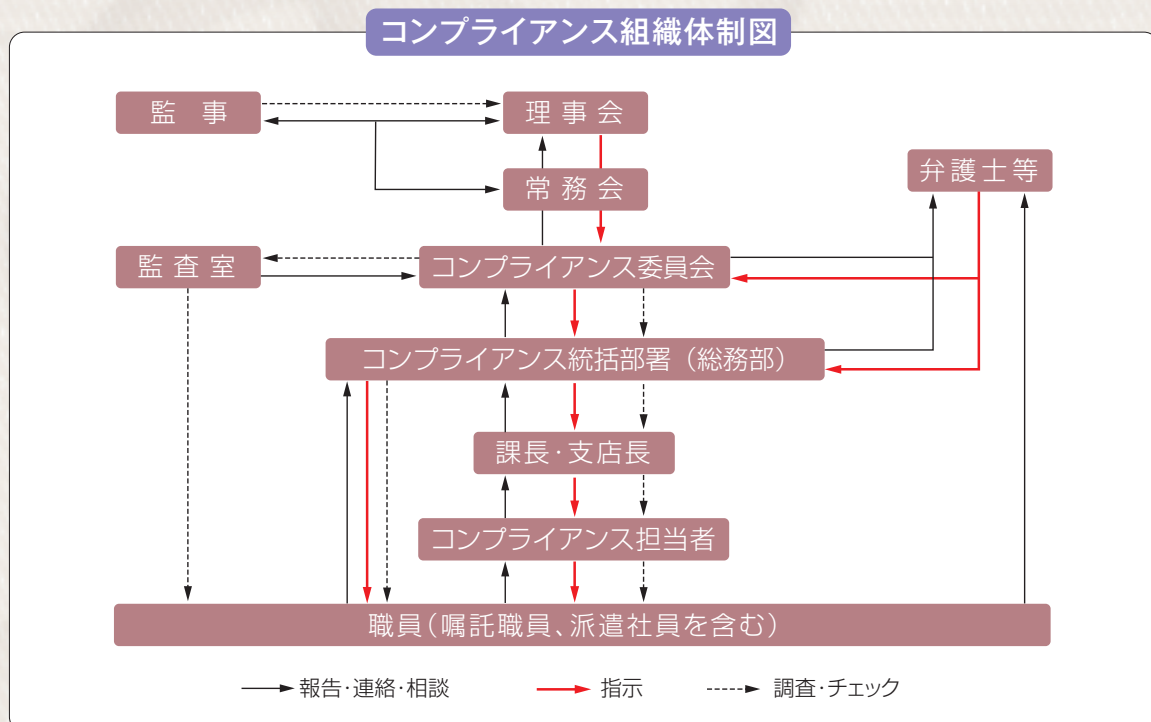
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

5. 地域社会への貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



信用保証制度を悪用する行為を排除します

北海道信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証取扱をするために保証申込に際し、次のとおり対応します。

～反社会的勢力は信用保証協会の保証対象とはなりません～

信用保証協会では、平成21年7月より「反社会的勢力は信用保証の対象とならない」ことを信用保証委託契約書等においても明記しているところですが、「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」および「反社会的勢力の共生者」についても信用保証の対象とはなりません。

また、信用保証協会は、申込人または保証人が反社会的勢力に該当しないこと、および将来にわたって反社会的勢力に関係しないことの確約がなければ信用保証の対象としておりません。

次のいずれかに該当する者、その他これらに準ずる者は保証の対象となりません。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑧ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ⑨ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ⑩ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ⑪ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- ⑫ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

また、申込人または保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証の対象としておりません。

～信用保証料以外に、手数料、入会金、あっせん料、仲介料は一切いただいておりません～

悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申込にあたり、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求するケースが発生しております。信用保証協会では信用保証料以外には、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いただいておりません。

～第三者介入、同席の案件には応じられません～

監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認めた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないこととなっております。

～申込人本人(法人の代表者を含む)になりすました者の保証には応じられません～

～ご不明な点をご連絡を～

ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら信用保証協会までご連絡ください。

※信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

人事異動

(副部長相当職13名)

平成29年4月1日付(職制・事務組織順)

新 任	氏 名	旧 任
総務部副部長兼集中事務課長(総務課担当)	田中 和浩	総務部副部長兼集中事務課長 (総務課・人事課担当)
総務部副部長(人事課担当)	昔農 恵英	総務部副部長
総務部副部長(経営企画課担当)	廣田 隆則	釧路支店長(副部長待遇)
業務部副部長(業務課・企業支援課担当)	小林 信治	業務部副部長(審査課・企業支援課担当)
業務部副部長(審査課・代位弁済課担当)	神谷 英孝	保証部副部長
管理部副部長兼管理課長	山崎 岳文	管理部副部長兼代位弁済課長 (管理事務課・整理課担当)
保証部副部長	金 克俊	北見支店長(副部長待遇)
帯広支店長(副部長待遇)	眞鍋 浩正	業務部業務課長
北見支店長(副部長待遇)	丸山 安信	業務部審査課長
旭川支店副支店長兼課長(副部長待遇)	大濱 博樹	保証部保証三課長
釧路支店長(副部長待遇)	山口 史展	管理部副部長兼管理課長
総務部上席推進役(経営企画課担当)	斉藤 寿雄	業務部副部長(業務課担当)
総務部上席推進役(電算課担当)	山本 敏雄	監査室上席推進役

(課長相当職10名)

平成29年4月1日付(職制・事務組織順)

新 任	氏 名	旧 任
総務部経営企画課長	増子 直人	旭川支店課長
業務部業務課長	長谷川 和威	帯広支店長
業務部審査課長	福本 義広	業務部審査課付課長
業務部代位弁済課長	嘉屋 雅之	保証部保証二課長
管理部管理事務課長	中井 孝	管理部管理課付補佐 (保証協会債権回収係出向)
保証部保証二課長	伊藤 明央	小樽支店次長
保証部保証三課長	越前 尚哉	管理部管理事務課長
総務部集中事務課推進役兼課長補佐	山本 晃義	管理部代位弁済課推進役
業務部代位弁済課推進役	野家 敏照	管理部整理課推進役
保証部調整課推進役兼課長補佐	綿谷 順次	管理部管理課推進役

(課長補佐相当職15名)

平成29年4月1日付(事務組織順)

新 任	氏 名	旧 任
総務部総務課課長補佐	小野寺 慎一	総務部総務課係長
総務部人事課課長補佐	小林 拓也	苫小牧支店係長
総務部経営企画課課長補佐	土江 泰嗣	総務部総務課課長補佐
業務部審査課課長補佐	山田 恵	総務部集中事務課課長補佐
業務部企業支援課課長補佐	菅野 智文	滝川支店次長
業務部代位弁済課課長補佐	樺山 和尚	管理部代位弁済課課長補佐
管理部管理課付課長補佐 (保証協会債権回収(株)出向)	岸上 昌憲	保証部調整課課長補佐
管理部整理課課長補佐	村上 英晃	函館支店支店長補佐
管理部整理課課長補佐	嶋田 智明	旭川支店課長補佐
監査室室長補佐	稲場 智子	旭川支店課長補佐
保証部保証一課課長補佐	溝井 大輔	保証部保証一課係長
保証部保証三課課長補佐	荒野 央	総務部人事課課長補佐
小樽支店次長	高橋 誠	保証部保証三課課長補佐
旭川支店課長補佐	南 智之	保証部保証一課課長補佐
滝川支店次長	小蕎 充	業務部企業支援課課長補佐

(係長職9名)

平成29年4月1日付(事務組織順)

新 任	氏 名	旧 任
管理部整理課係長	川西 元気	管理部整理課
保証部保証一課係長	中里 英介	業務部企業支援課係長
保証部保証二課係長	富田 高志	滝川支店係長
保証部保証二課係長	早坂 明浩	釧路支店係長
保証部保証三課係長	片岡 秀輔	管理部代位弁済課
函館支店係長	長嶋 隆徳	保証部保証三課係長
旭川支店係長	門馬 行恵	管理部代位弁済課係長
滝川支店係長	佐藤 欣人	保証部保証二課係長
苫小牧支店係長	金子 隆宏	保証部保証二課係長

(係長以上を掲載しました)



北海道内

信用保証利用企業動向調査

(平成29年 1月～3月期調査)

この調査は、信用保証をご利用いただいている中小企業の皆様の景況・金融動向等を把握するために、日本政策金融公庫保険企画部が全国9都道府県（北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県）の信用保証協会と共同して、四半期毎に信用保証利用企業についてアンケート調査を行っているもので、昭和44年以来実施している調査です。

この度、平成29年1月～3月期の道内の調査結果をとりまとめましたので、お知らせします。

【調査時点】 平成29年3月中旬

【調査対象】 1,497企業

【有効回答数】 456企業(回答率30.5%)

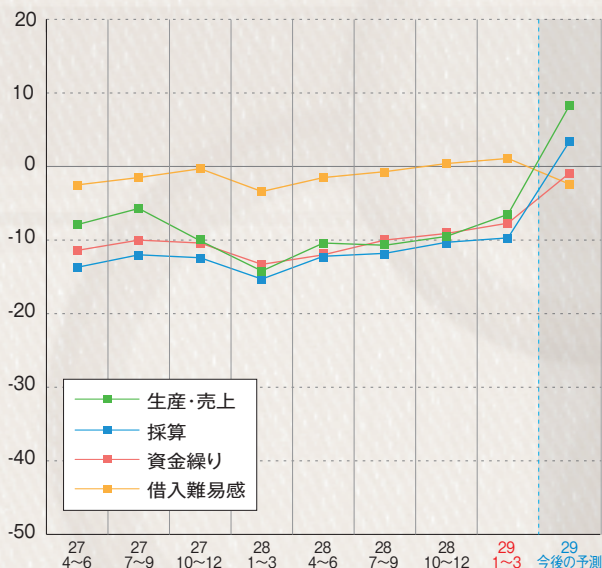
【調査方法】 封書によるアンケート調査

道内の信用保証利用企業の景況感は、一部厳しいものの改善している。
 〈全国の判断〉信用保証利用企業の景況は、一部に弱い動きが見られるものの、持ち直しの動きが続いている。

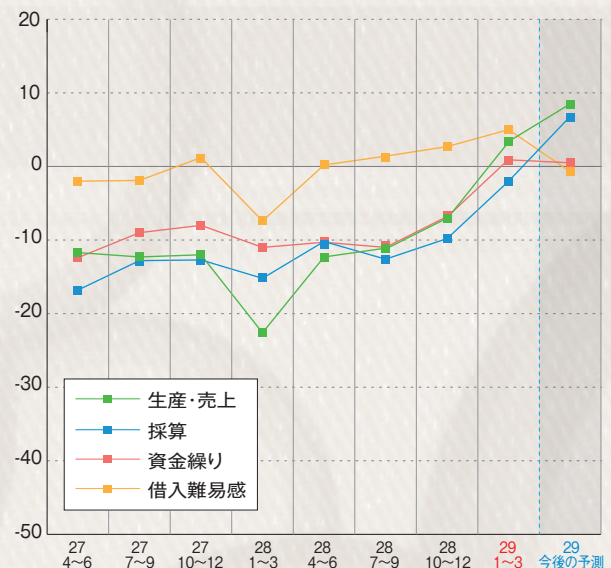
概況

総合DIの推移

全国



北海道



コメント～ 全国的には持ち直しが続いており、北海道でも一部厳しいものの改善している。

今期調査(平成29年1～3月期)による景況動向指数は、全国値では、生産・売上DIが3.0ポイント、採算DIが0.6ポイント、資金繰りDIが1.4ポイント、借入難易感DIが0.7ポイントとすべての指数でそれぞれ改善した。

北海道では、生産・売上DIが10.3ポイント、採算DIが7.8ポイント、資金繰りDIが7.7ポイント、借入難易感DIが2.3ポイントとすべての指数でそれぞれ改善した。しかしながら、採算DIの指数はマイナス圏内での推移が続いている。

今後の予測については、生産・売上DI、採算DIは改善の見通しにある。

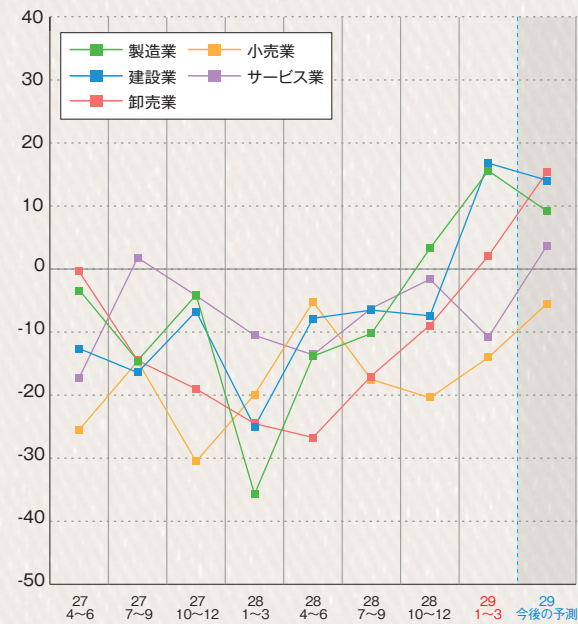
※景気動向指数DI(Diffusion Index)とは…

景気動向指数DIとは、景気の現状と先行きを予測する動向指数で、アンケート調査において、前期に比べ、「増加(または、好転、容易)」と回答した企業割合から、「減少(または、悪化、困難)」と回答した企業割合を差し引いた数値から、季節的な変動要因(季節調整値)を控除した数値です。

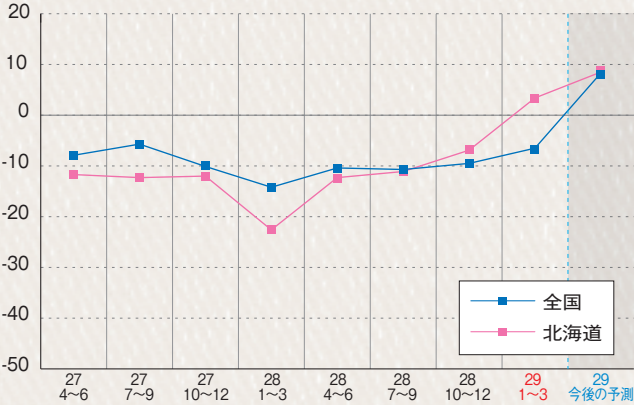
＜北海道分＞

生産・売上DI

生産・売上DI推移(業種別)



全国と北海道の生産・売上DIの総合



	前期末予測	今期実績	来期予測
総合	9.5	3.4	8.5
製造業	24.2	15.6	9.2
建設業	11.3	16.8	14.1
卸売業	22.9	2.1	15.4
小売業	0.7	-14.0	-5.5
サービス業	-8.3	-10.8	3.7

コメント～ サービス業を除くすべての業種で改善、建設業、卸売業はプラスに転じる。

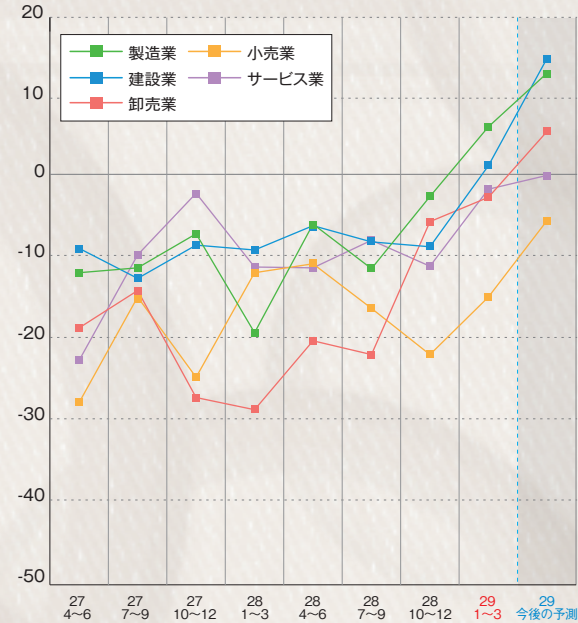
生産・売上DIは総合で前期比10.3ポイント改善し3.4となった。

業種別では、サービス業を除くすべての業種で改善し、建設業、卸売業はプラスに転じた。プラス水準は製造業、建設業、卸売業の3業種となった。

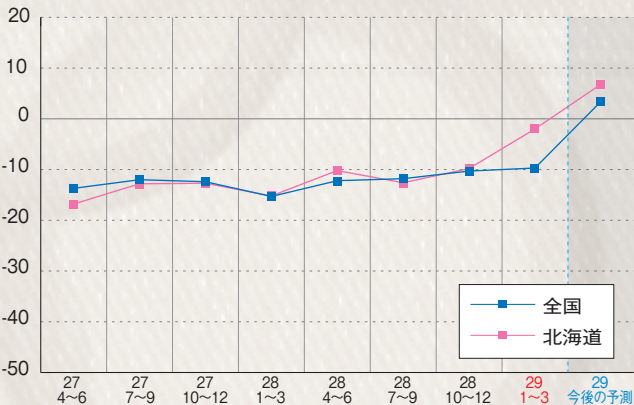
今後の予測では、卸売業、小売業、サービス業で改善する見通しにある。

採算DI

採算DI推移(業種別)



全国と北海道の採算DIの総合



	前期末予測	今期実績	来期予測
総合	2.0	-2.0	6.8
製造業	17.0	5.9	12.5
建設業	1.5	1.1	14.3
卸売業	4.3	-2.8	5.3
小売業	-7.4	-15.1	-5.7
サービス業	-3.9	-1.8	-0.1

コメント～ すべての業種で改善、製造業、建設業はプラスに転じる。

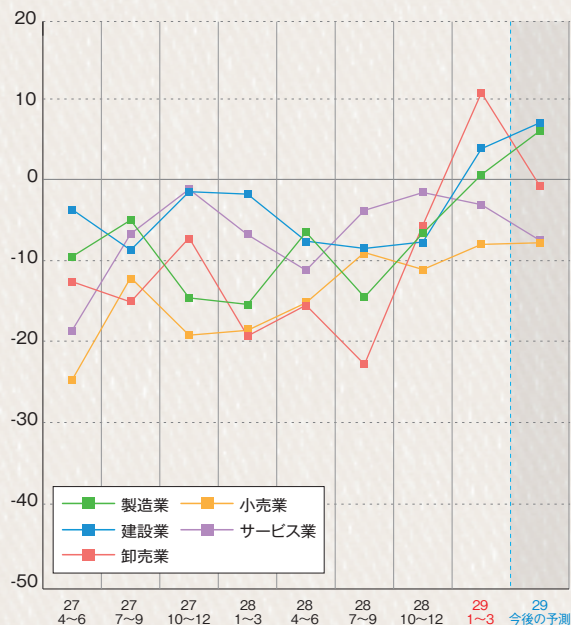
採算DIは、総合で前期比7.8ポイント改善し△2.0となった。

業種別では、すべての業種で改善し、製造業、建設業はプラスに転じた。

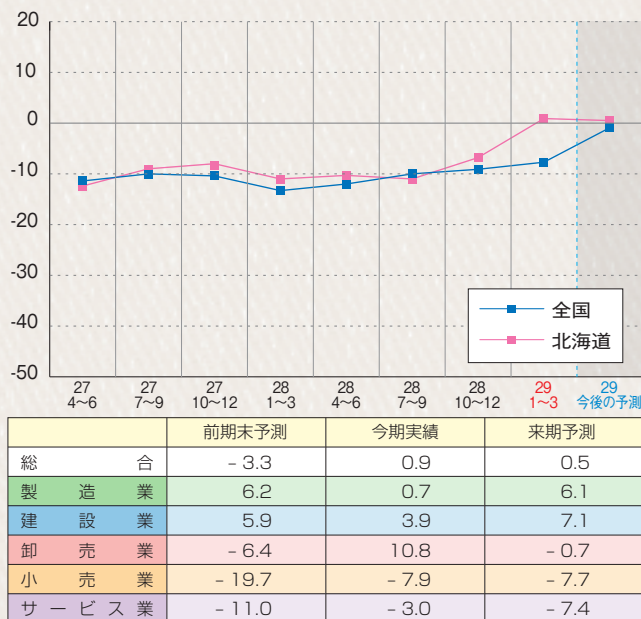
今後の予測では、すべての業種で改善し、卸売業はプラスに転じる見通しにある。

資金繰りDI

資金繰りDI推移(業種別)



全国と北海道の資金繰りDIの総合



コメント～ サービス業を除くすべての業種で改善、製造業、建設業、卸売業はプラスに転じる。

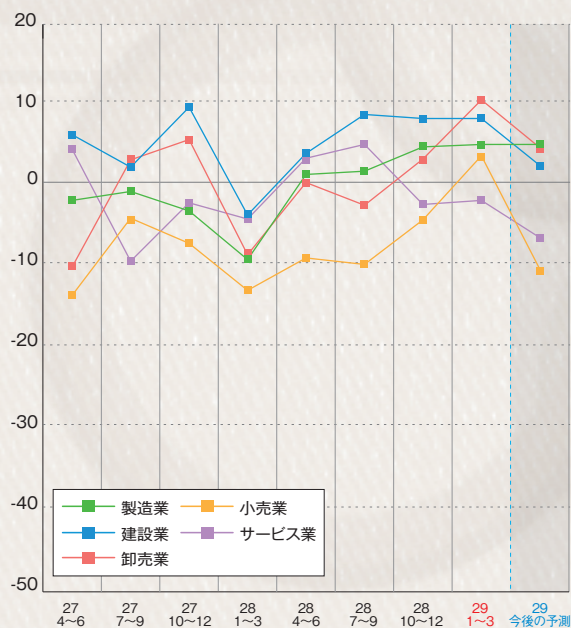
他の業種ではマイナス圏内での推移が続く。

資金繰りDIでは、総合で前期比7.7ポイント改善し0.9となった。

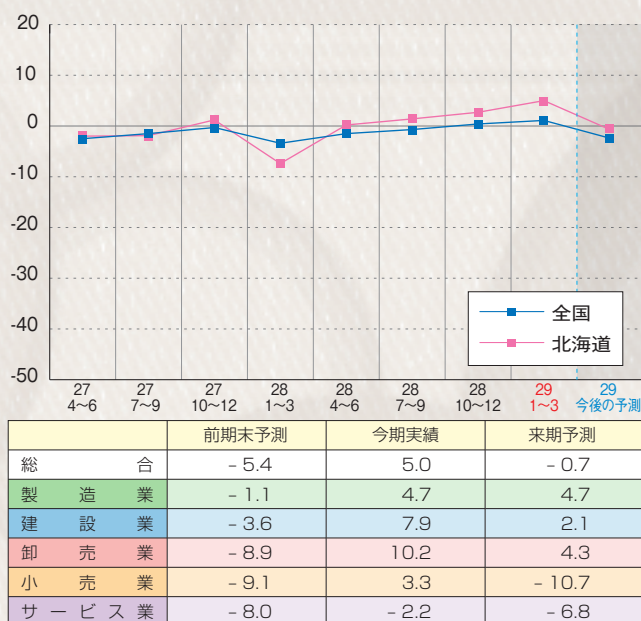
業種別では、サービス業を除くすべての業種で改善し、製造業、建設業、卸売業はプラスに転じた。他の業種ではマイナス圏内での推移が続いている。今後の予測では、製造業、建設業、小売業で改善し、他の業種では悪化の見通しにある。

借入難易感DI

借入難易感DI推移(業種別)



全国と北海道の借入難易感DIの総合



コメント～ 建設業を除くすべての業種で改善、小売業はプラスに転じる。サービス業はマイナス圏内での推移が続く。

借入難易感DIでは、総合で前期比2.3ポイント改善し5.0となった。

業種別では、建設業を除くすべての業種で改善し、小売業はプラスに転じた。サービス業はマイナス圏内で推移が続いている。

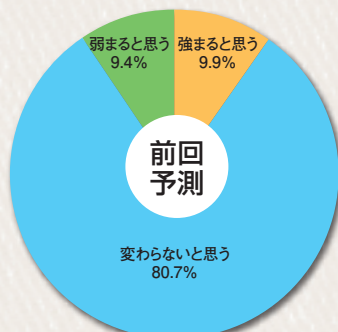
今後の予測では、製造業を除くすべての業種で悪化、総合でマイナスに転じる見通しにある。

信用保証利用に対する金融機関の要請（次期予測）

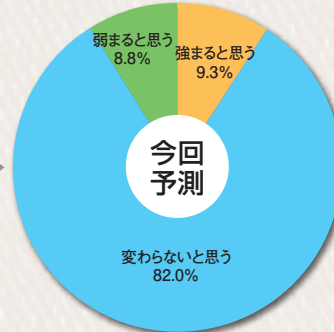
※取引金融機関からの借入にかかる保証付融資利用要請の見通しに対する予測調査

全国

28.10月～12月調査時
における次期予測

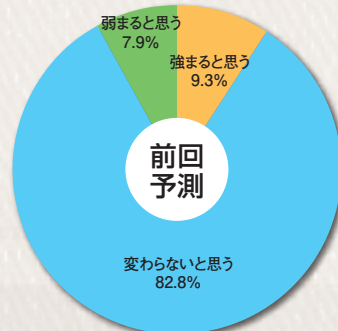


29.1月～3月調査時
における次期予測

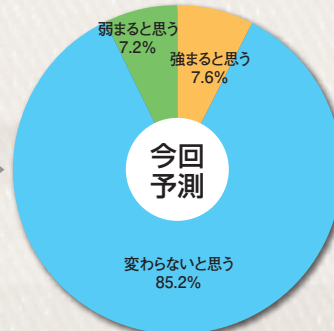


北海道

28.10月～12月調査時
における次期予測

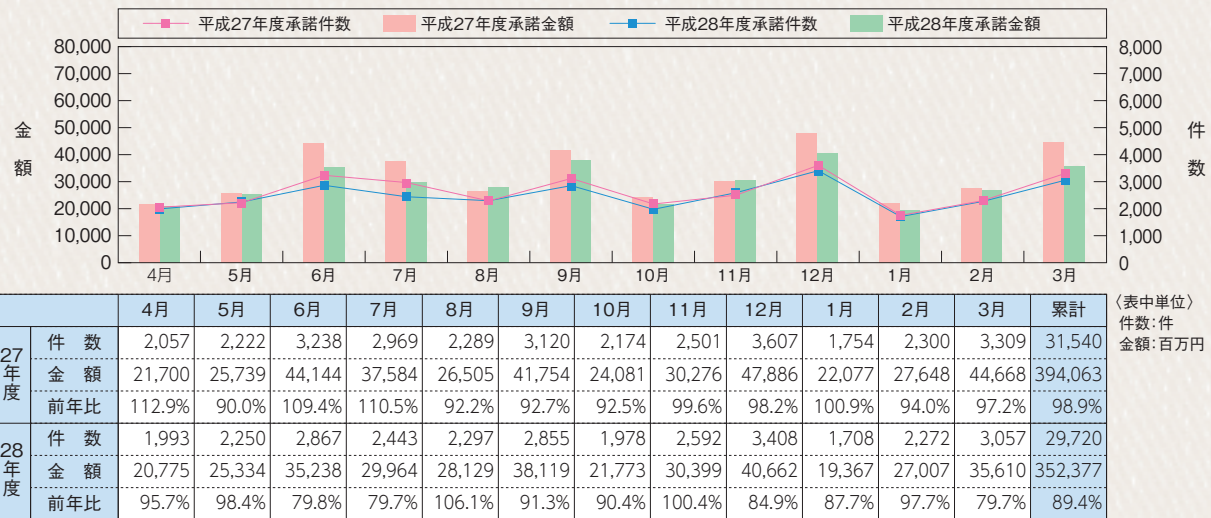


29.1月～3月調査時
における次期予測

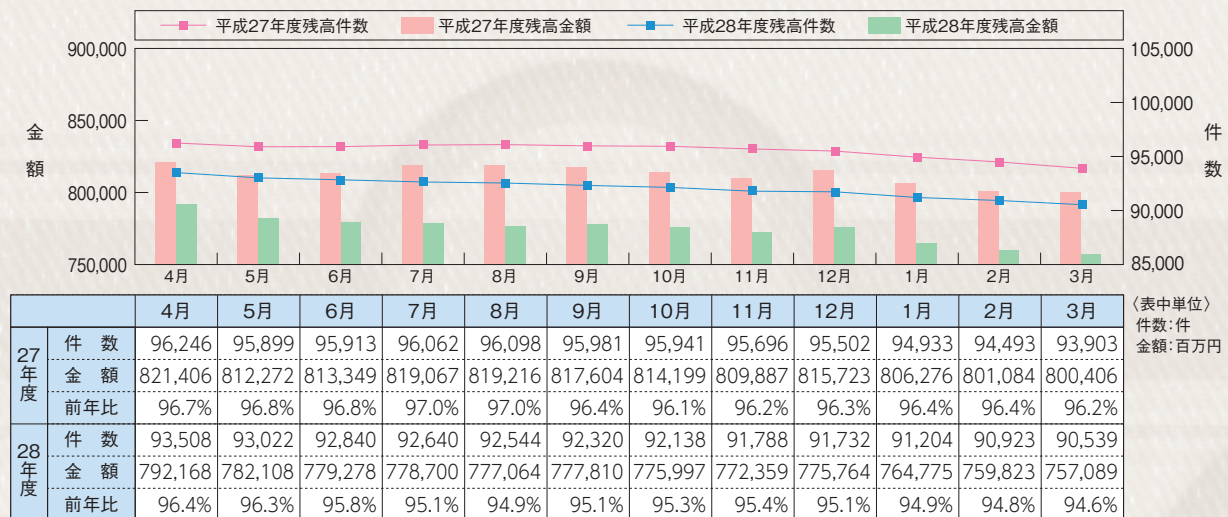


統計資料

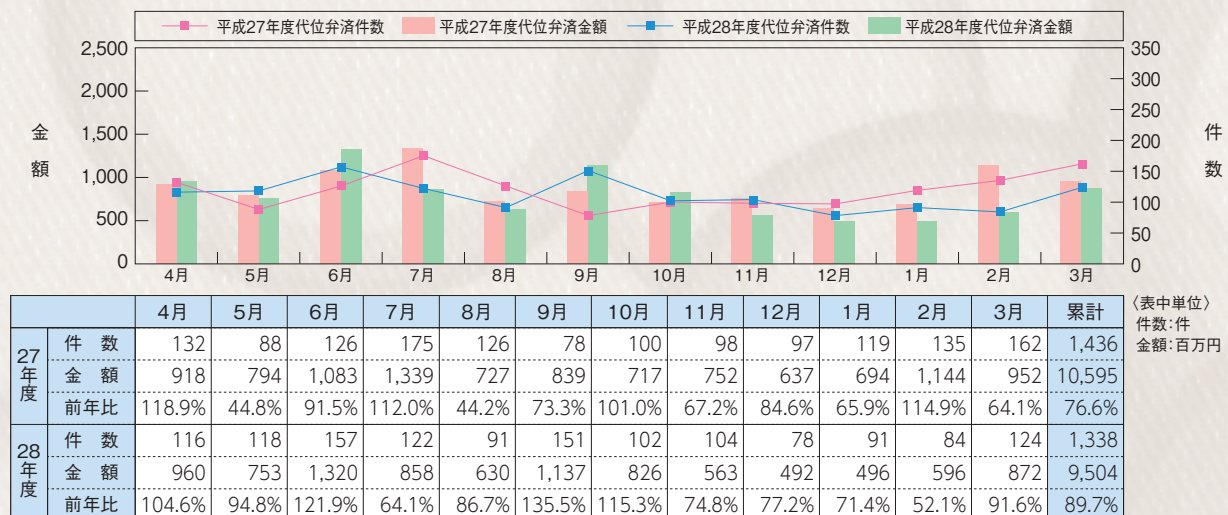
1 保証承諾実績



2 保証債務残高実績



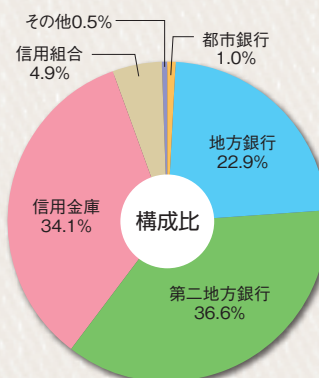
3 代位弁済実績



保証承諾の構成

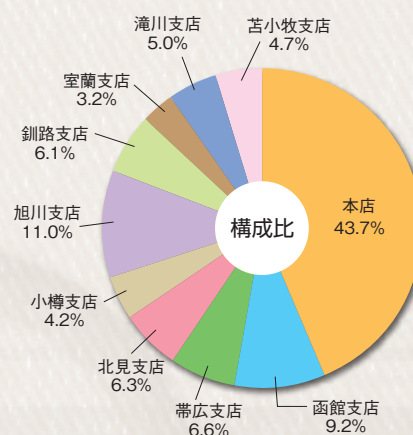
金融機関群別保証承諾(年度累計)

区 分	平成28年度(4～29.3月)			
	件 数	金 額(百万円)	構成比	前年比
都 市 銀 行	149	3,506	1.0%	75.9%
地 方 銀 行	5,022	80,650	22.9%	71.2%
第 二 地 方 銀 行	8,007	129,045	36.6%	99.4%
信 用 金 庫	13,933	120,115	34.1%	95.3%
信 用 組 合	2,483	17,194	4.9%	91.7%
そ の 他	126	1,866	0.5%	123.3%
合 計	29,720	352,377	100.0%	89.4%



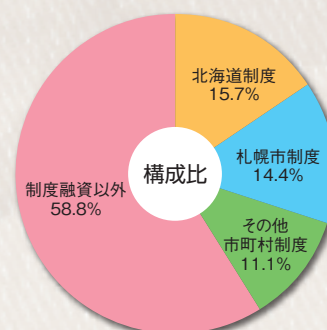
本支店別保証承諾(年度累計)

区 分	平成28年度(4～29.3月)			
	件 数	金 額(百万円)	構成比	前年比
本 店	11,593	154,054	43.7%	94.9%
函 館 支 店	2,615	32,245	9.2%	88.8%
帯 広 支 店	2,540	23,338	6.6%	84.0%
北 見 支 店	1,849	22,333	6.3%	94.3%
小 樽 支 店	1,254	14,714	4.2%	77.6%
旭 川 支 店	3,792	38,860	11.0%	84.9%
釧 路 支 店	2,042	21,630	6.1%	79.3%
室 蘭 支 店	939	11,107	3.2%	79.7%
滝 川 支 店	1,643	17,600	5.0%	86.9%
苫 小 牧 支 店	1,453	16,496	4.7%	93.0%
合 計	29,720	352,377	100.0%	89.4%



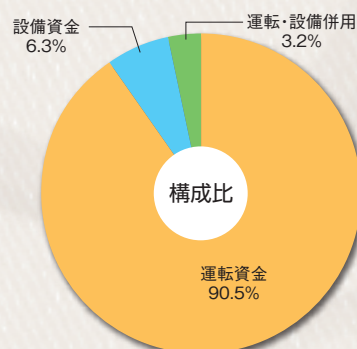
地公体融資制度別保証承諾(年度累計)

区 分	平成28年度(4～29.3月)			
	件 数	金 額(百万円)	構成比	前年比
北 海 道 制 度	6,011	55,297	15.7%	76.0%
札 幌 市 制 度	4,745	50,687	14.4%	97.6%
そ の 他 市 町 村 制 度	5,334	39,203	11.1%	93.8%
制 度 融 資 以 外	13,630	207,190	58.8%	91.1%
合 計	29,720	352,377	100.0%	89.4%



資金使途別保証承諾(年度累計)

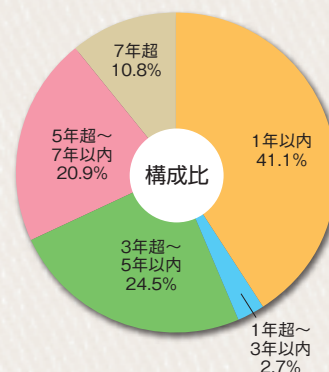
区 分	平成28年度(4～29.3月)			
	件 数	金 額(百万円)	構成比	前年比
運 転 資 金	25,517	318,882	90.5%	89.4%
設 備 資 金	2,984	22,253	6.3%	88.7%
運 転 ・ 設 備 併 用	1,219	11,242	3.2%	92.2%
合 計	29,720	352,377	100.0%	89.4%



保証承諾の構成

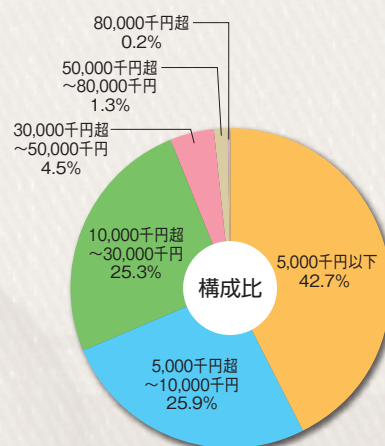
保証期間別保証承諾(年度累計)

区 分	平成28年度(4～29.3月)			
	件 数	金 額(百万円)	構成比	前年比
1 年 以 内	10,878	144,693	41.1%	85.6%
1 年 超 ～ 3 年 以 内	1,946	9,468	2.7%	80.4%
3 年 超 ～ 5 年 以 内	9,254	86,333	24.5%	88.0%
5 年 超 ～ 7 年 以 内	5,673	73,813	20.9%	104.5%
7 年 超	1,969	38,070	10.8%	85.3%
合 計	29,720	352,377	100.0%	89.4%



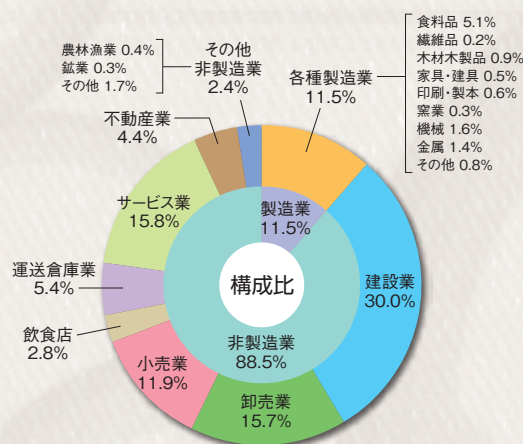
保証金額帯別保証承諾(年度累計)

区 分	平成28年度(4～29.3月)			
	件 数	構成比	金 額(百万円)	前年比
5,000千円以下	12,693	42.7%	42,076	96.9%
5,000千円超～10,000千円	7,704	25.9%	68,328	95.0%
10,000千円超～30,000千円	7,534	25.3%	150,641	90.5%
30,000千円超～50,000千円	1,327	4.5%	56,596	81.7%
50,000千円超～80,000千円	399	1.3%	27,275	79.4%
80,000千円超	63	0.2%	7,461	86.5%
合 計	29,720	100.0%	352,377	89.4%



業種別保証承諾(年度累計)

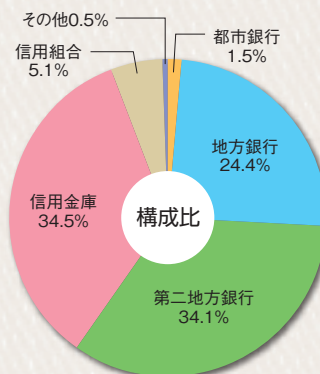
区 分	平成28年度(4～29.3月)			
	件 数	金 額(百万円)	構成比	前年比
製 造 業	2,917	40,622	11.5%	81.2%
食 料 品	1,128	18,019	5.1%	76.7%
織 維 品	67	666	0.2%	81.7%
木 材 木 製 品	213	3,223	0.9%	79.1%
家 具 ・ 建 具	186	1,785	0.5%	98.1%
印 刷 ・ 製 本	198	2,233	0.6%	95.6%
窯 業	81	1,230	0.3%	81.0%
機 械	407	5,613	1.6%	86.5%
金 属 属	337	5,001	1.4%	83.0%
そ の 他 製 造 業	300	2,854	0.8%	82.7%
非 製 造 業	26,803	311,755	88.5%	90.6%
農 林 漁 業	136	1,336	0.4%	86.2%
鉱 業	80	1,220	0.3%	59.0%
建 設 業	9,174	105,771	30.0%	86.3%
卸 売 業	3,792	55,221	15.7%	88.4%
小 売 業	4,055	42,068	11.9%	97.2%
飲 食 店	1,443	9,903	2.8%	117.3%
運 送 倉 庫 業	1,290	18,926	5.4%	87.2%
サ ー ビ ス 業	5,252	55,634	15.8%	93.3%
不 動 産 業	1,002	15,568	4.4%	100.9%
そ の 他	579	6,109	1.7%	87.9%
合 計	29,720	352,377	100.0%	89.4%



保証債務残高の構成

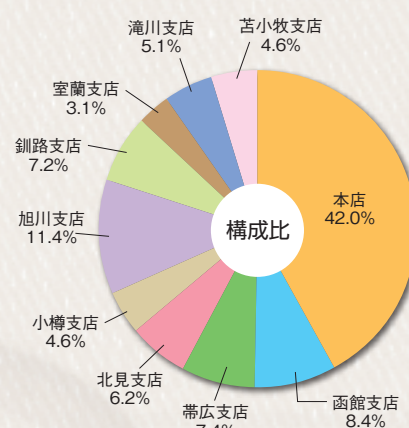
金融機関群別保証債務残高

区 分	平成29年度(3月末)			
	件 数	金 額(百万円)	構成比	前年比
都 市 銀 行	895	11,385	1.5%	83.6%
地 方 銀 行	16,337	184,945	24.4%	86.6%
第 二 地 方 銀 行	23,605	257,999	34.1%	99.8%
信 用 金 庫	41,916	260,834	34.5%	96.3%
信 用 組 合	7,375	38,371	5.1%	94.5%
そ の 他	411	3,555	0.5%	104.2%
合 計	90,539	757,089	100.0%	94.6%



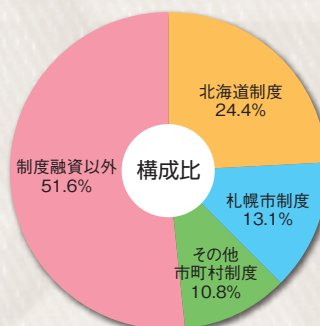
本支店別保証債務残高

区 分	平成29年度(3月末)			
	件 数	金 額(百万円)	構成比	前年比
本 店	35,706	317,998	42.0%	94.9%
函 館 支 店	7,030	63,336	8.4%	96.7%
帯 広 支 店	8,465	56,331	7.4%	95.1%
北 見 支 店	5,448	46,698	6.2%	94.3%
小 樽 支 店	3,918	34,870	4.6%	90.9%
旭 川 支 店	11,412	86,480	11.4%	94.3%
釧 路 支 店	6,584	54,385	7.2%	91.5%
室 蘭 支 店	2,848	23,443	3.1%	94.1%
滝 川 支 店	4,753	38,970	5.1%	97.6%
苫 小 牧 支 店	4,375	34,576	4.6%	94.1%
合 計	90,539	757,089	100.0%	94.6%



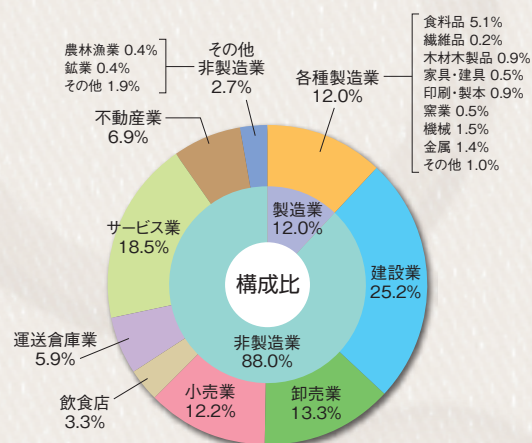
地公体融資制度別保証債務残高

区 分	平成29年度(3月末)			
	件 数	金 額(百万円)	構成比	前年比
北 海 道 制 度	27,045	184,922	24.4%	85.7%
札 幌 市 制 度	14,677	99,318	13.1%	89.9%
その他市町村制度	15,901	82,016	10.8%	98.4%
制 度 融 資 以 外	32,916	390,832	51.6%	100.0%
合 計	90,539	757,089	100.0%	94.6%



業種別保証債務残高

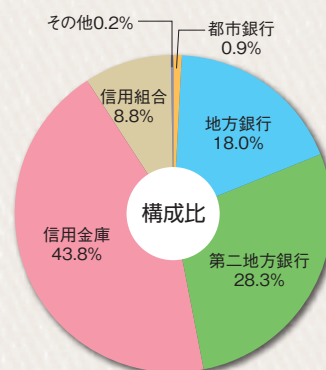
区 分	平成29年度(3月末)			
	件 数	金 額(百万円)	構成比	前年比
製 造 業	8,583	91,060	12.0%	91.8%
食 料 品	2,995	38,769	5.1%	91.4%
織 維 品	207	1,504	0.2%	91.1%
木 材 木 製 品	594	6,866	0.9%	88.4%
家 具 ・ 建 具	574	3,981	0.5%	93.3%
印 刷 ・ 製 本	753	6,567	0.9%	94.8%
窯 業	287	3,451	0.5%	89.3%
機 械	1,090	11,381	1.5%	93.6%
金 属	1,073	10,831	1.4%	96.4%
そ の 他 製 造 業	1,010	7,710	1.0%	87.0%
非 製 造 業	81,956	666,028	88.0%	95.0%
農 林 漁 業	391	2,711	0.4%	100.2%
鉱 業	236	3,195	0.4%	83.4%
建 設 業	24,565	190,750	25.2%	94.1%
卸 売 業	9,679	100,671	13.3%	91.6%
小 売 業	12,505	92,469	12.2%	95.7%
飲 食 店	5,598	25,317	3.3%	99.2%
運 送 倉 庫 業	4,545	44,492	5.9%	95.4%
サ ー ビ ス 業	18,647	140,233	18.5%	95.7%
不 動 産 業	3,962	51,975	6.9%	100.1%
そ の 他	1,828	14,216	1.9%	95.4%
合 計	90,539	757,089	100.0%	94.6%



代位弁済の構成

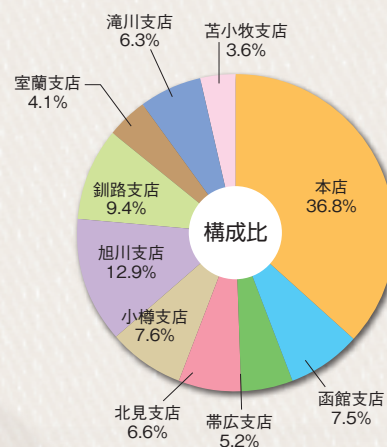
金融機関群別代位弁済(年度累計)

区 分	平成28年度(4～29.3月)			
	件 数	金 額(百万円)	構成比	前年比
都 市 銀 行	10	89	0.9%	42.6%
地 方 銀 行	193	1,711	18.0%	93.3%
第 二 地 方 銀 行	319	2,688	28.3%	72.1%
信 用 金 庫	661	4,162	43.8%	108.1%
信 用 組 合	152	837	8.8%	107.6%
そ の 他	3	15	0.2%	7.9%
合 計	1,338	9,504	100.0%	89.7%



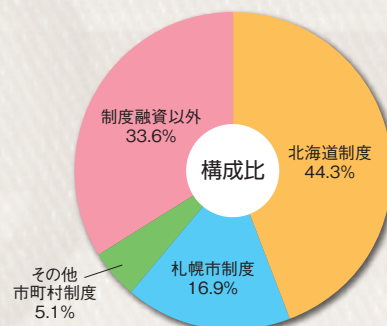
本支店別代位弁済(年度累計)

区 分	平成28年度(4～29.3月)			
	件 数	金 額(百万円)	構成比	前年比
本 店	572	3,499	36.8%	72.6%
函 館 支 店	86	715	7.5%	64.8%
帯 広 支 店	74	497	5.2%	75.0%
北 見 支 店	83	625	6.6%	72.5%
小 樽 支 店	88	721	7.6%	137.5%
旭 川 支 店	130	1,224	12.9%	103.4%
釧 路 支 店	123	891	9.4%	137.6%
室 蘭 支 店	42	392	4.1%	148.3%
滝 川 支 店	80	598	6.3%	196.4%
苫 小 牧 支 店	60	343	3.6%	153.6%
合 計	1,338	9,504	100.0%	89.7%



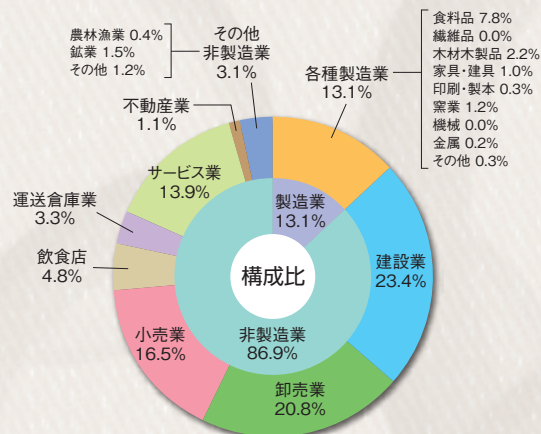
地公体融資制度別代位弁済(年度累計)

区 分	平成28年度(4～29.3月)			
	件 数	金 額(百万円)	構成比	前年比
北 海 道 制 度	481	4,214	44.3%	98.2%
札 幌 市 制 度	253	1,610	16.9%	81.1%
その他市町村制度	96	489	5.1%	101.2%
制 度 融 資 以 外	508	3,190	33.6%	83.2%
合 計	1,338	9,504	100.0%	89.7%



業種別代位弁済(年度累計)

区 分	平成28年度(4～29.3月)			
	件 数	金 額(百万円)	構成比	前年比
製 造 業	129	1,244	13.1%	78.6%
食 料 品	69	745	7.8%	83.3%
織 維 品	0	0	0.0%	0.0%
木 材 木 製 品	17	210	2.2%	151.0%
家 具 ・ 建 具	8	93	1.0%	605.4%
印 刷 ・ 製 本	8	30	0.3%	22.7%
窯 業	12	113	1.2%	0.0%
機 械	0	0	0.0%	0.0%
金 属	6	21	0.2%	37.6%
そ の 他 製 造 業	9	32	0.3%	13.1%
非 製 造 業	1,209	8,260	86.9%	91.7%
農 林 漁 業	5	41	0.4%	231.0%
鉱 業	7	140	1.5%	211.5%
建 設 業	305	2,225	23.4%	86.1%
卸 売 業	217	1,975	20.8%	111.1%
小 売 業	278	1,571	16.5%	80.4%
飲 食 店	127	457	4.8%	65.0%
運 送 倉 庫 業	42	314	3.3%	190.7%
サ ー ビ ス 業	188	1,324	13.9%	113.0%
不 動 産 業	12	101	1.1%	46.6%
そ の 他	28	111	1.2%	31.4%
合 計	1,338	9,504	100.0%	89.7%



お問い合わせ先のご案内

本店 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地
TEL: 011-241-2231
FAX: 011-221-1085

旭川支店 070-8691 旭川市7条通13丁目59番地2
TEL: 0166-24-1441
FAX: 0166-25-5649

函館支店 040-8691 函館市大森町24番1号
TEL: 0138-23-8425
FAX: 0138-23-8471

釧路支店 085-8691 釧路市黒金町6丁目1番地
TEL: 0154-23-1361
FAX: 0154-23-1364

帯広支店 080-8691 帯広市西3条南6丁目18番地2
TEL: 0155-24-3658
FAX: 0155-24-3661

室蘭支店 050-8691 室蘭市東町4丁目29番1号
(市中小企業センター3階)
TEL: 0143-45-6001
FAX: 0143-45-7818

北見支店 090-8691 北見市北8条東1丁目3番地
TEL: 0157-24-5196
FAX: 0157-24-5191

滝川支店 073-8691 滝川市大町2丁目5番32号
TEL: 0125-23-1201
FAX: 0125-22-1360

小樽支店 047-8691 小樽市稲穂2丁目22番1号
(小樽経済センター2階)
TEL: 0134-22-5188
FAX: 0134-22-5918

苫小牧支店 053-8725 苫小牧市表町1丁目1番13号
(苫小牧経済センタービル2階)
TEL: 0144-33-1751
FAX: 0144-32-3915

経営金融相談専用ダイヤル

道内の中小企業経営者の皆様方の経営・金融相談をお受けしております。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

0120-279-540

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、本店・業務部企業支援課011-241-5605をご利用いただけます。

連絡所 (次の市町村の商工会議所、商工会内にあります)

●本店	江別 恵庭	●旭川	留萌 稚内
●函館	北斗 江差 森 八雲		名寄 富良野 士別 上川
●帯広	本別 清水 幕別	●釧路	根室 白糠 厚岸
●北見	北見(留辺蘂) 網走 紋別 遠軽 斜里	●室蘭	伊達
●小樽	岩内 倶知安 余市	●滝川	岩見沢 深川 美唄 芦別
		●苫小牧	浦河 白老 新ひだか

ご注意ください

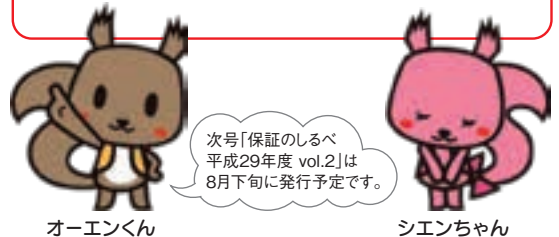
信用保証協会をご利用のお客様へ

■最近、悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申込みにあたって、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求する事例が発生しています。信用保証協会においては、保証にあたって所定の信用保証料以外には、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いただいておりません。

■監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認めた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないことになっております。

■反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら最寄りの信用保証協会へご連絡ください。



北海道信用保証協会

<http://www.cgc-hokkaido.or.jp/>

郵便番号 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地
電話 (011)241-2535・FAX (011)261-8923

お気軽にご相談ください。